平成２２年（フ）第９２６号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目78番地１
破産者　福井運輸株式会社
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４０号
北九州市門司区寺内３丁目１番24号
破産者　株式会社千原工務店
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８０号
福島県郡山市安積町笹川字南向50番地９
破産者　有限会社協営通商
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
福島県郡山市堤２丁目37番地　伊東第３ビル１号室
破産者　有限会社エヌ・エスプロダクション
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
新潟県三条市北入蔵３丁目５番６号
破産者　野島　正夫
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１５２号
愛知県日進市栄３丁目2005番地
破産者　有限会社マックスカンパニー
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９４４号
名古屋市中区正木２丁目４番13号　シティーライフ正木５Ｄ
破産者　株式会社ＣＴＳ
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２０号
三重県四日市市西山町7770番地７
破産者　矢田　勝義
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
三重県四日市市楠町北五味塚2186番地１
破産者　太田　　理
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
三重県鈴鹿市大池３丁目12番13号
破産者　有限会社ゼット
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４６７５号
大阪市此花区酉島２丁目３番52号
破産者　有限会社福錨組重量
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７７３号
大阪府東大阪市本庄１丁目13番22号
破産者　株式会社ウインズワン
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５４０号
大阪市平野区長吉川辺２丁目８番25号
破産者　株式会社サイガ
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８５１号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘４丁目７番地の11
破産者　栄神設備株式会社
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４３４号
大阪市都島区都島本通１丁目18番１号
破産者　エニシングプロフェショナル株式会社
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０９２号
大阪府寝屋川市池田北町４番16号
破産者　有限会社仲村電工
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８９号
大阪府東大阪市長田東２丁目１番31―301号
破産者　株式会社幸成
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６８号
大阪市北区大淀中２丁目４番12号
破産者　有限会社トゥルース
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３３９号
大阪市中央区本町１丁目７番１号三星本町ビル２Ｆ
破産者　ケイ・スター有限会社
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１７６号
大阪府東大阪市岩田町５丁目15番37号
破産者　株式会社サンライフ
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８６号
大阪市西区北堀江１―１―23　養田ビル四ツ橋館２階、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区北堀江１丁目６番２号
破産者　株式会社エムズ・ワールド
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８８号
大阪市東成区神路１丁目11番15号
破産者　有限会社くろす屋
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部